

県民意見の募集について

計画等の案の名称	条例等による富士登山規制の骨子案
意見募集の趣旨	<p>富士登山に関し必要な事項を定めることにより、世界遺産富士山の価値を守るとともに、国内外から訪れる登山者が神聖さ及び美しさを実感できるような、安全で快適な富士登山の実現を図り、もって富士山を保護し、保存し、整備し、及び将来の世代へ伝えるため、登山者に一定の条件を付す条例を定めます。</p> <p>このたび、条例及び規則による規制の骨子を取りまとめましたので、広く県民の皆様の御意見を募集します。</p>
意見の提出期間	令和6年12月13日（金）から 12月24日（火）まで
意見の提出方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 郵送（必着）、持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で意見を提出してください。様式任意ですが、別紙を参考にしてください。 2 電話での御意見は御遠慮願います。 3 いただいた御意見の内容について照会する場合がありますので、意見書には氏名、住所及び連絡先（電話番号等）を明記してください。
意見の提出先	<ol style="list-style-type: none"> 1 持参又は郵送（必着）の場合 郵便番号 420-8601 静岡市葵区追手町9-6 スポーツ・文化観光部文化局富士山世界遺産課（県庁東館12階） 2 ファクシミリの場合 054-221-3757（富士山世界遺産課） 3 電子メールの場合 sekai@pref.shizuoka.lg.jp
問い合わせ先	<p>スポーツ・文化観光部文化局富士山世界遺産課 （電子メール：sekai@pref.shizuoka.lg.jp）</p>
備考	<p>いただいた御意見に対する県の考え方は、類似する御意見はまとめた上で県のホームページでお示しします。御意見をお寄せいただいた方に対して、直接回答はいたしませんので御了承ください。</p>

※意見提出様式は自由です。以下は参考です。

(別紙：参考様式)

条例等による富士登山規制の骨子案に対する意見

フリガナ	
氏 名	
住 所	
連 絡 先 (電話番号等)	
意 見	